

○文部科学省令第四十号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十四条第四項（第七十条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、高等学校通信教育規程の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十二月二十八日

文部科学大臣 永岡 桂子

高等学校通信教育規程の一部を改正する省令

高等学校通信教育規程（昭和三十七年文部省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(通信制の課程の規模)</p> <p>第四条 実施校における通信制の課程に係る収容定員は、<u>教員及び職員の数その他教職員組織、施設、設備等を踏まえ、適切に定めるものとする。</u></p> <p>2 「略」</p> <p>(教諭の数等)</p> <p>第五条 実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、<u>五又は当該課程に在籍する生徒数(新たに設置する通信制の課程にあつては、当該課程に在籍する生徒の見込数)を八十で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。</u></p> <p>2・3 「略」</p> <p>附 則</p> <p>1・2 「略」</p> <p>「項を削る。」</p> <p>「項を削る。」</p>	<p>(通信制の課程の規模)</p> <p>第四条 実施校における通信制の課程に係る収容定員は、<u>二百四十人以上とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 「同上」</p> <p>(教諭の数等)</p> <p>第五条 実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、<u>五人以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。</u></p> <p>2・3 「同上」</p> <p>附 則</p> <p>1・2 「同上」</p> <p>3 <u>この省令施行の際、現に存する高等学校の通信制の課程のうち生徒収容定員が三百人未満のものについては、当分の間、第四条の規定にかかわらず、同条の規定によらないことができる。ただし、その現に存する生徒収容定員を下ることとなつてはならない。</u></p> <p>4 <u>この省令施行の際、現に存する高等学校の通信制の課程のうち生徒数が三百人未満のもの通信教育を担当する専任の教員の数及び専任の事務職員の数の基準は、第五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p>
<p>備考 表中の「 」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令による改正後の高等学校通信教育規程（以下「新規程」という。）第五条第一項（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百十一条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、この省令の施行の日から令和七年三月三十一日までの間は、通信制の課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭（新規程第五条第二項の規定により助教諭又は講師をもってこれに代える場合を含む。）の数については、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合に限り、なお従前の例によることができる。